

令和7年3月17日策定

株式会社タナック 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 4月 1日～ 令和9年 3月 31日までの 2年間

2. 内容

目標1：計画期間内において女性従業員の育児休業取得率を100%以上とする。
また、配偶者が出産した男性従業員の育児休業等取得率を30%以上とする。

<対策>

- 令和7年 4月～
 - ・本人、配偶者が出産予定の社員に対し育児休業等の制度説明を個別に行う
 - ・社内へ周知し、取得促進を行う

目標2：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定外労働時間及び法定休日労働の合計時間数を30時間未満とする

<対策>

- 令和7年 4月～
 - ・毎月の実績を会議で報告し、該当部署にて対策を講じる
 - ・社内周知・啓示は本社総務部が行うことにより、管理職層への意識啓発を行う